

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書
(売上料に係る貸付料方式)

1 公募対象

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

対象となる自動販売機は、次のとおり。

物件番号 I (研修会館前物件) 1号機～6号機

物件番号 II (運動場部室横物件) 7号機

(2) 貸付場所、台数、貸付面積、基準貸付け料(定額) 及び販売品目

物件番号		貸付場所		
		鳴門市撫養町斎田字大池13番1 鳴門高等学校 研修会館前		
I (1号機～ 6号機)	貸付面積		基準貸付け料(定額)	販売品目
	本体: W140cm×D110cm×H240cm 回収ボックス: W50cm×D50 cm (1.89平方メートル)		年額1,835円	酒類を除く飲料(缶・ペットボトル・瓶による販売に限る。)とするが、3品目まで食品(栄養補助食品等)を含めても良い。
その他の 大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えている(停電時においても使用可能である。)こと。災害対応型であることを表示していること。 受け皿付きの硬貨投入口、商品テーブル、下段押しボタンの設置等、バリアフリー仕様を加味したものとすること。				

物件番号		貸付場所		
		鳴門市撫養町斎田字塚穴1番1 鳴門高等学校 運動場部室横		
II (7号機)	貸付面積		基準貸付け料(定額)	販売品目
	本体: W140cm×D110cm×H240cm 回収ボックス: W50cm×D50 cm (1.89平方メートル)		年額1,887円	酒類を除く飲料(缶・ペットボトル・瓶による販売に限る。)とするが、3品目まで食品(栄養補助食品等)を含めても良い。
その他の 大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えている(停電時においても使用可能である。)こと。災害対応型であることを表示していること。 受け皿付きの硬貨投入口、商品テーブル、下段押しボタンの設置等、バリアフリー仕様を加味したものとすること。				

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置面積を含む。なお、高さは参考表示である。回収ボックスは、教育財産管理者と協議のうえ設置すること。

※2 「基準貸付料（定額）」には、消費税及び地方消費税を含まない。また、「年額」とは、4月1日から3月31日までの1年間の貸付料をいう。1年に満たない期間については、1年を365日とする日割り計算により期間中の貸付料を求める。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず応募前に設置場所の確認をしておくこと。

なお、現地確認を行う場合は、事前に徳島県立鳴門高等学校事務室（088-685-3217）まで連絡すること。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新はできない。）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

（1）大きさ及び電力

- ① それぞれの自動販売機の大きさは、「貸付面積」以内とする。
- ② 電力は1,500ワット以下、電流は15アンペア以下に限る。

（2）災害対応（7号機を除く。）

- ① 大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。
- ② ①の場合、停電時においても使用可能であること。
- ③ 災害対応型であることを表示していること。

（3）環境対策

- ① 消費電力の低減に資するための最新技術等を導入した機種とする。
- ② HC（炭化水素）、又は、CO₂（二酸化炭素）、もしくは、HFO（1234yf）を冷媒として採用している機種とする。

（4）安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準（2008年4月日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会）」を遵守した措置を講じるものとする。
るものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。
また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

（5）使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、使用済容器を回収すること。

現在、徳島県立鳴門高等学校では、月ごとに当番を決めて、使用済容器収集場から容器を回収する「当番制」を実施している。

② 回収ボックスの規格

- ・プラスチック製又は金属製とする。
- ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積のものとする。

- ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

（6）自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを実行する。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4 販売商品の種類等

(1) 1号機～7号機

- ① 酒類を除く飲料とする。(缶・ペットボトル・瓶による販売に限るとするが、3品目まで食品(栄養補助食品等)を含めても良い。)
- ② 標準販売価格以下とする。
- ③ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5 貸付料

(1) 「基準貸付料(定額)」とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。

(2) 貸付料は、徳島県立鳴門高等学校が発行する納入通知書により、年度ごとに徳島県立鳴門高等学校の指定する期日までに全額納入すること。貸付期間が1年に満たない端数があるときは1年を365日とする日割りをもって計算する。

6 売上料に係る貸付料

- (1) 「売上料に係る貸付料率」(落札に係るもの)に、売上報告金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上金額合計から消費税等相当額を除く額)を乗じた額の100分の110に相当する金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。
- (2) 「売上料に係る貸付料」は、徳島県立鳴門高等学校が発行する納入通知書により、四半期毎に徳島県立鳴門高等学校の指定する期日までに全額納入すること。

7 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置(電気、配線等)維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
工事を必要とする場合には、徳島県立鳴門高等学校の指示に従うものとする。

(2) 電気料等

- ① 設置者自らが設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)により計測した電気使用量に基づき、徳島県の「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いについて」の規定を準用して計算した額を設置者が負担する。
 - ② 徳島県立鳴門高等学校が発行する納入通知書により、各年度末又は自動販売機撤去時の徳島県立鳴門高等学校の指定期日までに全額納入すること。
- (3) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては徳島県立鳴門高等学校の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して徳島県立鳴門高等学校の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

徳島県立鳴門高等学校の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 徳島県立鳴門高等学校の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島県立鳴門高等学校はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 参考データ

- (1) 令和4年4月から令和7年9月までの売上金額(別紙飲料自動販売機売上金額参照)ただし、販売機毎の売上金額は不明なため、確認済みである、合計売上金額を記載した。
- (2) 徳島県立鳴門高等学校の職員及び生徒数は約900人

飲料自動販売機売上金額(消費税含む)

(円)

年度	貸付場所	機種	4~6月分	7~9月分	10~12月分	1~3月分	計
4	1号機	缶・ペット等	141,490	91,510	142,680	51,260	426,940
	2号機	缶・ペット等	120,500	105,840	92,770	46,590	365,700
	3号機	缶・ペット等	135,860	140,830	102,920	54,800	434,410
	4号機	缶・ペット等	287,820	344,890	267,280	204,900	1,104,890
	5号機	缶・ペット等	134,870	159,350	114,960	74,350	483,530
	6号機	缶・ペット等	164,060	180,050	115,570	111,210	570,890
	7号機	缶・ペット等	73,570	70,150	25,400	25,640	194,760

年度	貸付場所	機種	4~6月分	7~9月分	10~12月分	1~3月分	計
5	1号機	缶・ペット等	134,200	173,720	245,270	94,660	647,850
	2号機	缶・ペット等	184,440	212,970	185,260	65,440	648,110
	3号機	缶・ペット等	232,320	281,500	179,830	80,330	773,980
	4号機	缶・ペット等	552,170	558,110	514,450	257,280	1,882,010
	5号機	缶・ペット等	157,760	147,910	91,000	57,780	454,450
	6号機	缶・ペット等	310,950	286,420	250,670	172,120	1,020,160
	7号機	缶・ペット等	43,270	23,600	21,270	15,370	103,510

年度	貸付場所	機種	4~6月分	7~9月分	10~12月分	1~3月分	計
6	1号機	缶・ペット等	147,700	193870	180600	83290	605,460
	2号機	缶・ペット等	186,110	272200	117200	52420	627,930
	3号機	缶・ペット等	180,500	305000	181650	70860	738,010
	4号機	缶・ペット等	572,240	647120	583490	305410	2,108,260
	5号機	缶・ペット等	95,220	151,190	57,570	41,520	345,500
	6号機	缶・ペット等	252,300	224,360	214,320	155,190	846,170
	7号機	缶・ペット等	23,010	17,950	24,310	12,510	77,780

年度	貸付場所	機種	4~6月分	7~9月分	10~12月分	計
7	1号機	缶・ペット等	137,730	267,440		405,170
	2号機	缶・ペット等	187,560	290,590		478,150
	3号機	缶・ペット等	214,020	305,270		519,290
	4号機	缶・ペット等	580,620	602,160		1,182,780
	5号機	缶・ペット等	113,830	101,400		215,230
	6号機	缶・ペット等	221,610	241,900		463,510
	7号機	缶・ペット等	32,630	60,180		92,810